

氏名	鈴木茂嗣 すずき しげ つぐ
学位の種類	法学博士
学位記番号	論法博第48号
学位授与の日付	昭和55年3月24日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	刑事訴訟の基本構造

論文調査委員 (主査) 教授 中務俊昌 教授 谷口安平 教授 乾 研一

論文内容の要旨

本論文は、「全体としての刑事訴訟」の立体的構造を明らかにしつつ、これとの関連で訴訟対象を論じることが主眼とする。

第一章 適正手続と訴訟モデル 現行刑事訴訟法の基本観念とされる当事者主義と適正手続は、同義語的に用いられる傾向にあるが、両観念を次元の異なる内容をもつものとして把握した上で、その相互関係を実質的具体的に吟味すべきであるとする。そして、訴訟の理念ないし機能からみて「必罰モデル」と「人権モデル」を対置し、訴訟構造モデルとして「職権主義モデル」と「当事者主義モデル」を対置する一方、適正手続とは、憲法の予定する、必罰要求と人権保障との均衡の保持された、しかもより後者に傾いた手続のことであるとし、また現行刑事訴訟法は、当事者主義を基本としているが、必要な場合には人権保障のため職権補充を認めるのが、憲法の適正手続の要請であるとする。

第二章 刑事訴訟の基本構造 著者のもっとも力点をのこした部分ということができ、本論文の主題である訴訟対象論との関係において、わが現行刑事訴訟の基本構造を如何に把握すべきかを考察する。第一節「権力行使型訴訟と権力抑制型訴訟」においては、詳細な比較法的検討に基づき、わが現行刑事訴訟は、権力行使・真実発見・連鎖型のドイツ型刑事訴訟観をとらず、英米型刑事訴訟の示す、しかもより精密な、権力抑制・主張吟味・交差型の訴訟観に立つとする。そして、論者の訴訟観と密接に関連する訴訟対象の問題に関し、訴訟内的考察に基づく「審判対象」と、訴訟外的考察に基づく狭義の「訴訟対象」とを区別すべく、これにより、審判対象につき訴因対象説的見地を堅持しつつ、同時に伝統的な公訴事実対象説のもつ理論的長所を訴訟理論に導入できるし、かつ後者の理論的不備を是正できるとする。第二節「刑事訴訟過程の理論的分析」においては、訴訟過程の分析をめぐる従来の諸学説の検討を経て、訴訟状態面・訴訟関係面・訴訟行為面という、いわば「縦の三面説」、その訴訟状態面に関する分析としての、対象面・実体面・手続面という、いわば「横の三面説」(以上、訴訟内的三面説)、訴訟による実体法の実現を総合的に把握するに際して重要性をもつ、実体面・訴追(基盤)面・訴訟面(超訴訟的三面説)という、三つの三面説を提唱し、これらは、真実発見型の訴訟観によるか主張吟味型訴訟観によるかによって生じる、

基本的な考え方の差異を明確にするために有用な分析であるとする。

第三章 公訴事実論 第一節「公訴事実の同一性・単一性」においては、権力抑制・主張吟味・交差型の現行刑事訴訟の下でも、全体としての刑事手続が一定の社会的問題の解決に向けられているという事実は変わらず、同一性を論ずべき「公訴事実」とは、公訴犯罪事実が解答として予定されている「社会問題事実」それ自体、すなわち「公訴問題事実」と解し、単一性を問題とすべき公訴事実とは、現に公訴が提起され主張されている犯罪事実、すなわち「公訴犯罪事実」であるとする。そして、訴因の単一性とは別に公訴犯罪事実の単一性を観念する実益を論じた上、審判の対象は正確には訴因というよりは公訴犯罪事実であるとする。第二節「公訴事実の同一性」においては、その判断基準如何につき、「結果」ないし「法益侵害」の同一性をあげるべきであり、「犯罪の非両立性」も、公訴事実の同一性が認められるための必要条件であるとの立場から、判例および学説の検討がなされる。第三節「公訴事実の単一性」においては、公訴事実の単一性は罪数論によって決定されるといわれる場合に、この意味での単一性が常に訴訟法上の効果の単位となるかという点への反省とともに、「一定の法益侵害をめぐる刑法的・社会的問題の解決」という視点をふまえつつ、単一性判断の基準とされる罪数論について、一般的に反省が加えられる。第四節「公訴事実の同一性・単一性と法律効果」においては、公訴事実の同一性・単一性が、実は公訴問題事実の同一性と公訴犯罪事実の単一性として理解されるとき、各種の法律効果につき、「同一性」および「単一性」のそれぞれの性格に応じた、きめ細かな考察が可能になるとし、公訴時効の停止の効果、不告不理の原則、強制処分と事件単位の原則につき、詳しい検討がなされる。

第四章 訴因論 第一節「訴因の発展と変更」においては、主張吟味型訴訟では、訴因は訴訟の進行とともに、その手続段階にふさわしい形でより詳細な内容をもつものとして具体化される必要があり、その具体化された訴因と異なる認定をするために必要な訴因の変更は、公訴事実の同一性を害しないかぎり検察官の自由とされているけれども、これにも一定の限界があることを説く。第二節「訴因変更命令」においては、裁判所による訴因追加命令が、科刑上一罪の一部の追加には及び得ず、訴訟対象には変動のない予備的・択一的訴因の追加という限度においてのみ許されると解するのが妥当とする。他方裁判所の訴因変更命令の義務については、現行制度の下での裁判所の本来的機能が、刑法の人権保障機能の実現にあるとの立場から、訴因変更「命令」義務まで認めるのは行き過ぎであるとし、訴因変更勧告義務の存する場合のあることは認めてよいとする。第三節「予備的訴因と択一的訴因」においては、これを検察官の主張の仕方如何による区別とみず、訴因内容の比較により、予備的主張・択一的主張・併列的主張をすべき場合がそれぞれ客観的にきまると解すべきであるとした上で、予備的訴因、択一的訴因に関する問題が吟味される。第四節「択一的認定と予備的認定」においては、択一的認定と予備的認定の許される場合を検討し、択一的認定を正面から認めるにはなお慎重な検討を要するとした後、各種の事例について、予備的認定の可能性と問題点を指摘する。

第五章 一事不再理論 第一節「免訴判決の性質」においては、権力抑制・主張吟味型訴訟の下では、第一次的な審判対象は「刑罰権」の主張であり、訴因事実の存否を確定するまでもなくすでに検察官の刑罰権の主張に理由のないことが明らかであれば、審判対象につき理由がないとの判断をなしうるので、この裁判は本案の裁判であり、免訴の裁判もこれに属するとした上で、免訴の裁判の性質、一事不再理の本

質を論じ、免訴の裁判は形式裁判であるがなおこれに一事不再理効を認めうることを論証し、このように解することが、現行法の明文に合し、権力抑制・主張吟味型の現行刑事訴訟の基本構造に最も忠実な解釈であるとする。第二節「免訴についての補論」においては、著者の所説への批判に対する反論が展開される。

論文審査の結果の要旨

本論文において、著者は、わが現行刑事訴訟の本質が、「精密型」の「権力抑制・主張吟味・交差型」訴訟にあることを明快に論証しているが、そのこと自体、わが現行刑事訴訟の基本構造を論じる上で重要な指針を与えるものであるだけでなく、著者は終始一貫したその立場から、訴訟対象論、公訴事実論、訴因論、一事不再理論という、刑事訴訟における重要な基本問題について注目すべき自説を展開する。とくに訴訟内的考察と訴訟外的考察の分別による審判対象と狭義の訴訟対象の区別および訴訟過程の理論的分析、さらには、公訴事実を公訴犯罪事実とし、同一性も単一性もともにこの公訴犯罪事実について論じるとの従来のドグマを打破した上での、同一性を論ずべき公訴問題事実と単一性を論ずべき公訴犯罪事実との二つの概念の確立は、刑事訴訟理論に新たな視野を開くものといえる。またこれら基本問題の内容をなし、あるいはそれから派生する個別問題についても、著者は数々の新たな見解を示している。本論文においては、随所にうかがえるこのような著者の独創的な見解が、重厚な体系と総合力の下に、精密な分析と論理により、強い説得力をもって展開されており、著者がやや性急な政策論に傾きすぎているとするわが刑事訴訟法学界に対し、本論文はとくに刑事訴訟の基礎理論の面において、多大の寄与をなすものと認められる。

よって、本論文は、法学博士の学位を授与するに値するものと認める。